

- 造成後の切盛土法面の速やかな種子吹き付け、芝張り、植栽等
 - 工事水域での汚濁防止膜や汚濁防止フェンスの展張
 - 埋立地内の沈殿・排水方式の採用
 - 土壌中に有害物質等が含まれている場合には、それらの飛散や流出の防止
 - 底泥のしゅんせつや覆砂による環境改善及び有機物などの溶出防止
 - 水路浄化法や水生生物浄化法などの自然系浄化システムの採用
- (2) 供用後の施設等における環境保全措置
- ダム の 堤 体 位 置 や 取 水 ・ 排 水 地 点 の 変 更 に よ る 水 道 水 源 等 利 水 や 水 面 利 用 、 注 目 す べ き 動 植 物 、 地 形 及 び 地 質 、 景 観 、 触 れ 合 い 活 動 の 場 等 へ の 流 量 の 変 動 等 に 伴 う 影 響 の 回 避 、 最 小 化
 - 計 画 の 位 置 や 区 域 、 造 成 計 画 等 の 変 更 に よ る 水 面 利 用 や 生 物 の 生 育 ・ 生 息 基 盤 、 地 形 及 び 地 質 、 景 観 、 触 れ 合 い 活 動 の 場 等 と し て 重 要 な 河 川 及 び 湖 沼 の 水 域 又 は 水 辺 、 湧 水 の 直 接 改 変 の 回 避 、 最 小 化
 - 造 成 計 画 等 の 変 更 に よ る 流 域 の 改 変 の 回 避 、 最 小 化
 - 適 切 な 河 川 維 持 流 量 の 確 保 、 取 ・ 排 水 量 の 見 直 し 等 に よ る 流 量 変 化 の 最 小 化
 - し 尿 、 雑 排 水 の 排 出 に 対 す る 合 併 処 理 浄 化 槽 等 の 排 水 処 理 施 設 の 設 置 及 び 管 理 の 徹 底
 - 汚 水 処 理 の 高 度 処 理 化
 - 工 場 等 に お け る 最 良 な 排 水 処 理 方 法 (生 物 的 処 理 、 物 理 的 処 理 、 化 学 的 処 理) の 選 択 (表 7 - 17 参 照)
 - 規 模 の 縮 小 、 生 産 工 程 の 変 更 又 は 水 の 循 環 使 用 等 に よ る 排 出 負 荷 の 低 減
 - 排 水 地 点 の 変 更 に よ る 水 道 水 源 、 貴 重 な 動 植 物 分 布 地 、 取 水 地 点 及 び 既 に 汚 染 が 著 し い 地 域 等 へ の 排 水 の 回 避
 - 有 害 物 質 の 代 替 物 質 へ の 転 換 等 に よ る 使 用 の 回 避
 - 生 産 工 程 の 変 更 等 に よ る 排 出 負 荷 の 低 減
 - 農 薬 使 用 時 期 の 検 討 、 使 用 量 の 低 減 及 び 弱 毒 性 、 残 留 性 が 小 さ く 分 解 の 早 い 農 薬 の 使 用
 - 廃 棄 物 最 終 処 分 場 に お け る 水 の 浸 透 防 止 策 の 徹 底 、 浸 出 水 の 処 理 の 向 上
 - 水 質 及 び 水 温 の 監 視 体 制 の 確 立
 - 雨 水 の 貯 留 、 浸 透 施 設 の 設 置 等 に よ る 減 少 す る 浸 透 能 の 補 完
 - 改 変 し た 河 川 、 湖 沼 等 の 復 元 ・ 再 生
 - 水 質 浄 化 機 能 等 を 備 え た 水 路 ・ 人 工 干 潟 ・ 海 浜 等 の 設 置

表 7 - 17 業 種 別 処 理 対 照 項 目 と 処 理 方 法

対象項目	pH	浮遊物	COD	BOD	油分	シアン	重金属	色
紙パルプ	○	◎	◎	◎				○
鉄鋼	○	◎			◎	○	◎	
石油化学	○	○	◎	○	◎	○		○
食品		◎	◎	◎	○			
繊維・染色	○	◎	◎	◎	○			○
機械	○	○	○		○	○	○	
メッキ化工	◎	○	◎		○	◎	◎	
一般的な処理法	中和	スクリーン 凝集沈殿 濾過	凝集沈殿 濾過 吸着	活性汚泥 生物膜	加圧浮上 油水分離	塩素分解 活性汚泥 凝集沈殿	凝集沈殿 濾過 キレート樹脂	吸着 酸化

注 ◎；負荷が高い傾向にある。 ○；ある程度の負荷がある傾向にある。

(5) 環境保全措置の予測への反映と効果の評価

現況調査又は評価の結果、必要のある場合には、環境保全措置についての検討を行い、当該環境保全措置の検討結果を踏まえて、再度予測、評価を行うものとする。

2 検討結果の検証

環境保全措置の内容について、次の観点から検討を行い、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う水質・底質の影響が可能な限り回避・低減されているかを検証する。

(1) 環境保全措置についての複数案の比較検討

(2) 実行可能なより良い技術が取り入れられているかの検討

複数案の比較に当たっては、実行可能性と技術的信頼性等に係る適切な比較項目を設定し、必要に応じてマトリックス評価表等を作成することによって、優劣又は順位付けができるように工夫する。

- 水質汚濁物質の排出量、排出濃度が法令等の基準に照らして問題がないこと。
- 環境保全措置の内容が、他の類似事例に照らして妥当であること。
- 除去装置等が安定的に運転可能で、安全性に問題はないこと。
- 除去装置等の性能が技術的に実行可能な技術であり、その効果を科学的知見をもって定量的又は定性的に把握出来ること。
- 環境保全措置に必要な用地が確保できるなど物理的にみて事業者が実施可能であること。

7-8 事後調査

1 事後調査の項目

事後調査の項目は、環境影響評価の項目を基本とする。ただし、環境影響評価の結果、環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合は、当該項目を削除するものとする。

2 事後調査の手法

事後調査の手法は、現況の調査手法に準じる。

3 事後調査の期間等

工事の実施に係る事後調査の時期は、工事の実施期間中とし、定期的実施する。

土地又は工作物の存在及び供用に係る事後調査の時期は、工事完了以降施設の稼働状態の変動を考慮して、少なくとも数年程度とし、定期的実施する。

また、中間的な時期に予測を行った場合には、その時期も事後調査の対象とする。

4 事後調査結果の検討

事後調査の結果は、予測及び評価の結果と比較検討する。これらの結果が著しく異なる場合は、その原因を検討、究明する。

また、事後調査結果を検討した結果、水質・底質への影響が大きいと判断された場合は、新たな環境保全措置の検討を行う。